

障害者を対象とする

栃木県職員採用選考考査
小中学校事務職員採用選考考査



栃木県人事委員会

〒320-8501

宇都宮市埴田1-1-20（県庁南館1階）

TEL：028-623-3313 FAX：028-623-3318

E-mail：jinjiin@pref.tochigi.lg.jp

栃木県ホームページ

栃木県職員採用

検索



◎ 第1次考査日 9月27日（日） 会場：栃木県庁本庁舎

◎ 受付期間 6月5日（金）～7月10日（金）

- インターネット申込みの場合は7月10日（金）17時15分までの受信有効
- 郵送申込みの場合は7月10日（金）付け消印有効

1 職種、採用予定者数、職務内容

職種 ※1	採用予定者数	職務内容
行政	5名程度	知事部局、教育委員会事務局、企業局等の本庁又は出先機関（県立学校を含む。）に勤務し、各種施策の企画立案、許認可等の様々な一般行政事務に従事します。
警察行政 ※2	1名程度	警察本部又は警察署等に勤務し、警務、会計、厚生、情報管理等の様々な警察行政事務に従事します。
小中学校事務 ※3	1名程度	市町立の小・中学校、義務教育学校に勤務し、給与事務や各種手当の認定、予算の執行・管理、教育施設の維持・管理等の業務に従事します。

※1 上記3職種の中から、希望順位を付して2つの職種まで申込み（併願）をすることができます。また、申込受付後の職種及び希望順位の変更は認めません。

※2 「警察行政」は、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

※3 「小中学校事務」は、専ら市町立学校において業務に従事するものであり、勤務先の小・中学校等の属する市町の職員となり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす人が受験できます。

- (1) 平成6（1994）年4月2日から平成21（2009）年4月1日までに生まれた人
- (2) 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている人 ※1 ※2
 - ・身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - ・都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - ・精神障害者保健福祉手帳 ※3
- ※1 上記の**手帳等は第1次考査日及び第2次考査日において有効であることが必要**です。また、手帳の名称については、交付している地方公共団体による独自の名称が付されている場合があります。御自身の手帳の種類が不明な場合は、交付元の地方公共団体の窓口で確認してください。
- ※2 第1次考査当日に手帳等を持参していただきます。また、採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求めることがあります。
- ※3 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には時間を要しますので、御注意ください。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ① 日本の国籍を有しない人
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③ 栃木県職員として（小中学校事務職員にあっては、栃木県教育委員会により）懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 考査の日時、場所及び合格者発表

区分	日時 ※1	場所	合格者発表
第1次考査	9月27日（日） 受付 10：00～10：30 説明 10：30～11：00 教養試験 11：00～13：00 作文試験 14：20～15：50	栃木県庁本庁舎 ※詳細は受験票でお知らせします。	第1次合格者は、10月5日（月）（予定）に受験番号を県ホームページに掲載して発表します。また、合格者に通知します。※3
第2次考査	口述試験 ※2 10月26日（月）～ 10月28日（水）の いずれか指定する 1日	栃木県庁昭和館	最終合格者は、11月13日（金）（予定）に受験番号を県ホームページに掲載して発表します。また、 <u>合格者のみ</u> 通知します。

- ※1 点字による受験等、受験に当たり配慮を希望される場合には、必要に応じて考査時間の延長を行います。
- ※2 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。
- ※3 2つの職種に申込みをしている場合は、第1次考査の結果によっては、両方の職種で第1次合格者になることがあります。

県ホームページ



4 考査の種目、配点及び内容

区分	種目	配点	考査時間	内 容
第一次考査	教養試験	100点	120分	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。 40題出題、全問必須回答。 試験の程度は高校卒業程度で、出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈です。
第二次考査	作文試験	50点	90分	公務員として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。800字程度。 作文試験は第1次考査日に実施しますが、採点は第2次考査で行いますので、第1次合格者の作文についてのみ採点します。 また、第1次考査日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次考査を不合格とします。 (参考) 令和7(2025)年度課題： 「仕事をする上で大切にしたい考え方」
	口述試験	450点	約40分	主として人物について、個別面接による試験を行います。 2つの職種で第1次合格者となった方は、職種ごとに1回ずつ計2回の面接を受けていただきます。
資格調査	—	—	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

- 最終合格者は、第1次考査の得点と第2次考査の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、作文試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
また、2つの職種で合格と判定される場合には、希望順位の高い方の職種のみ合格となります。
- 試験問題（教養試験）の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページにおいて閲覧できます。

5 採用

最終合格者は、令和9(2027)年4月1日採用予定です。

なお、採用時において、「2 受験資格」(2)に掲げる手帳等が有効でない場合は、最終合格者であっても採用されません。

令和8(2026)年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「子ども性暴力防止法」という。）に基づき、子どもと接する業務に従事する職員（児童相談所の職員のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

① 試験区分 「小中学校事務」について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、子ども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、文書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

② 試験区分 「小中学校事務」以外について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、子ども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめ御了承ください。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、子ども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給（給料）が決定されます。現行（令和8（2026）年4月1日現在）の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は、高校卒業者で214,968円、短期大学卒業者で228,176円、大学卒業者で241,280円となっています。（上記金額は地域手当4%（県内勤務の場合）を含んだ額です。）

なお、官公庁、会社等に勤務した経験のある人は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.65か月分（本県における在職期間等によって異なります。）支給されます。

7 受験上の配慮

受験の際に障害の特性に応じた配慮をしますので、配慮を必要とする事項を、別紙「障害者手帳等に関する申出書（以下「申出書」という。）」に記入してください。御希望は十分に尊重させていただきますが、内容によっては考査の実施上、配慮できない場合があります。

なお、申出書に記入いただいた内容について、電話等で確認することがあります。

● 配慮の例（これ以外の事項であっても、必要なものは申出書に記入してください。）

障害等の内容	配慮の内容
視覚に障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> ○点字による受験（点字器、点字タイプライターは各自持参してください。） ・パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。パソコンは各自持参してください。 ・教養試験の解答時間が180分（通常の1.5倍）となります。 ○考査時間の延長（拡大印刷文字等との併用ができます。） ・良い方の眼の矯正視力が0.15以下の人及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる人が対象となります。対象となるかどうかを受験申込後に身体障害者手帳又は診断書等で確認します。 ・教養試験の解答時間は150分（通常の1.25倍）となります。 ○拡大印刷文字（※）による試験問題・解答用紙の使用 （拡大読書器等の使用も可能です。） <li style="margin-left: 20px;">〔※通常の活字印刷文（10ポイント程度）を面積倍率で2倍にしたもの〕 <li style="margin-left: 40px;">あ、ア、亜、A → あ、ア、亜、A ○作文試験における罫線を黒刷りにした作文用紙を使用（通常は青色の罫線）
視覚障害や上肢機能障害等で筆記の困難な方	<ul style="list-style-type: none"> ・記入式（マークシートではなく、○の中に×を書き入れる）解答用紙の使用 ・作文試験におけるパソコンでの解答（パソコンは各自持参してください。）
聴覚に障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・試験員の発言内容の書面での伝達 ・口述試験での手話通訳や要約筆記の実施
移動の困難な方	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子や歩行補助具等の使用に伴う座席の配慮
服薬等が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間中の服薬、水分補給

- ・福祉機器や補助具等の使用が必要な場合は、会場準備等のために必要ですので、必ず申出書の所定欄に記入してください。申出書への記入がない場合は、福祉機器や補助具等を使用できない場合があります。

- ・付添人は、特別な事情がある場合を除き1人とし、試験時間中は別室でお待ちいただけます。
- ・第2次考査の口述試験では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員等を同席させて受験することができます。
- ・上記について御不明な点は、栃木県人事委員会事務局にお問い合わせください。
(TEL：028-623-3313、FAX：028-623-3318、E-mail：jinjiiin@pref.tochigi.lg.jp)
なお、受験上の配慮への対応に時間を要することがありますので、申込締切を待たず、早めにお申込みください。

8 受験手続

申込方法によって受付終了時刻が異なるので注意してください。

○ インターネット（電子申請）による場合

<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html) ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されますので、必ず内容を確認してください。このメールが届かないときは、申込みがなされていませんので、すみやかに栃木県人事委員会事務局まで電話やメール等でお問い合わせください。 ・申込審査時に必要に応じて、栃木県人事委員会事務局の電話又はメールにより連絡をする場合があります。その後の手続きが遅延し受験ができなくなる可能性がありますので、<u>確実に連絡が取れるようにしてください。</u>
<p>受付期間 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6月5日（金）8時30分～7月10日（金）17時15分（受信有効） ・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。 ・電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
<p>受験票の 作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票については、7月24日（金）までにメールでお知らせします。メールが届かない場合は、栃木県人事委員会事務局まで電話やメール等でお問い合わせください。 ・A4サイズ用の紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次考査当日に持参してください。筆記が困難なため、本人が署名できない場合は、代筆者が記入し、「代筆者氏名」欄に代筆者の氏名を記入してください。

○ 郵送による場合（上記インターネットによる申込みができない場合）

<p>提出書類</p>	<p>①所定の申込書（「申込書記載例」を参照してください。） ②障害者手帳等に関する申出書</p>
<p>申込方法</p>	<p>提出書類に必要事項を記入し、次のところまで郵送してください。</p> <p>栃木県人事委員会事務局 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20（県庁南館1階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の様式は、栃木県人事委員会のホームページからプリントアウトすることもできます。（https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/nittei-annai.html） ・全ての提出書類を同封し、封筒の表に「選考考査申込み」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・申込書は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。（いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。） なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。

受付期間	6月5日（金）～7月10日（金）（消印有効）
受験票の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票については7月24日（金）までに郵送いたします。受験票が届かない場合は、栃木県人事委員会事務局まで電話やメール等でお問い合わせください。 ・受験票が郵送されたら手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次考査当日に持参してください。筆記が困難なため、本人が署名できない場合は、代筆者が記入し、「代筆者氏名」欄に代筆者の氏名を記入してください。

9 考査結果の情報提供

考査の結果については、口頭で情報提供を求めることができます。情報提供を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く9時00分から17時00分までの間に栃木県人事委員会事務局にお越しください。電話、はがき等による申出はできません。（棄権者は申出できません。）

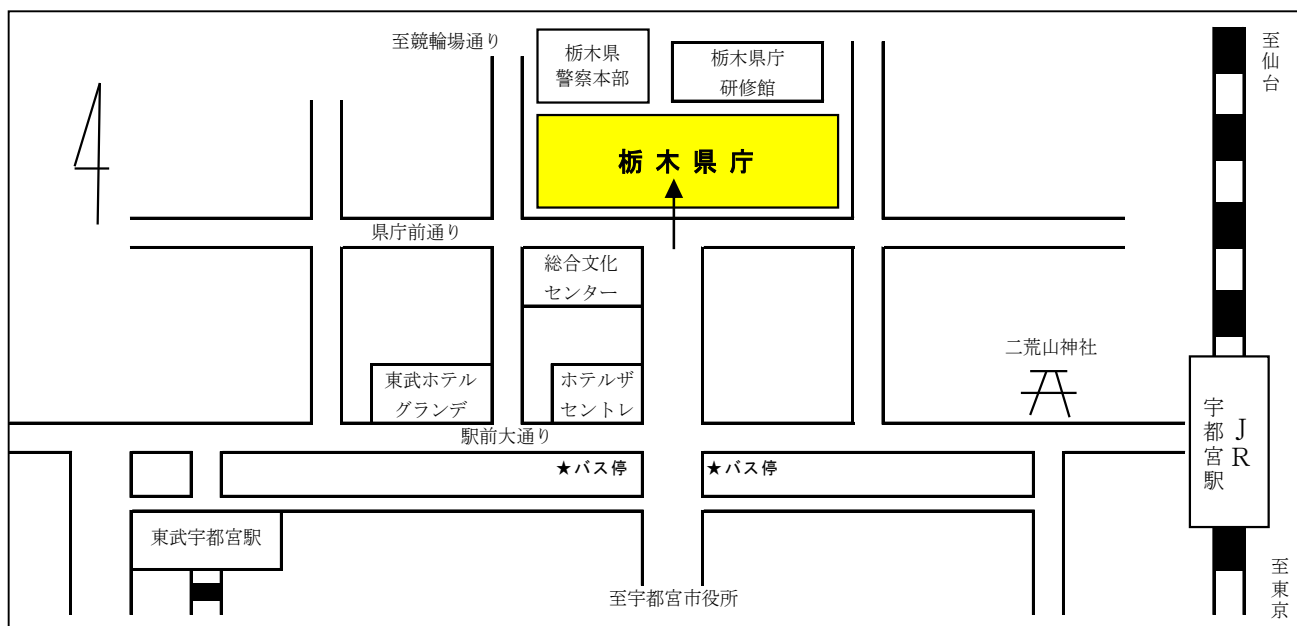
申出できる人	提供期間	提供する内容	提供場所
第1次考査不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	栃木県人事委員会事務局 （土・日・祝日を除く9:00～17:00）
第2次考査受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

（参考）令和7（2025）年度実施状況

職 種	受験者数	合格者数	最終倍率
行 政（障害者対象）	17名	2名	8.5倍
警 察 行 政（障害者対象）	9名	1名	9.0倍
小中学校事務（障害者対象）	7名	0名	—

※ 点字の受験案内（概要版）を御希望の方は、栃木県人事委員会事務局までお問い合わせください。

【第1次考査会場案内 栃木県庁舎】



- J R 宇都宮駅西口→栃木県庁
J R 宇都宮駅西口バス乗り場から約 10 分、「県庁前」バス停で下車後、徒歩 5 分 (0.4km)
- 東武宇都宮駅→栃木県庁 徒歩 10 分 (0.8km)

※ 自家用車での来場及び駐車場の使用を希望する場合は、別紙「障害者手帳等に関する申出書」に記入してください。

(注意事項)

- ・ 考査会場は、敷地内を含めて全面禁煙です。
- ・ 第1次考査当日には以下のものを持参してください。
受験票、鉛筆 (HB 以上の濃いもの)、消しゴム、時計 (計時機能のみ。携帯電話やスマートフォン、腕時計型端末は時計として使用不可。)、障害者手帳等、申出された福祉機器・補助具等、昼食
※作文試験のみシャープペンシル(芯はHB 以上の濃いもの)使用可。
- ・ 考査会場にゴミ箱はありません。ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・ 受付時間に遅れた場合は受験できません。ただし、鉄道の遅れにより、やむを得ず会場への到着が遅れる場合には電話連絡してください。 (これ以外の理由による電話連絡は御遠慮ください。)
[栃木県人事委員会事務局] 090-5391-7686
- ・ 考査実施に影響のある地震・災害・鉄道の遅れ等の発生により、考査日程等を急きょ変更する場合は、 栃木県人事委員会 X 及び栃木県人事委員会ホームページに掲載します。

X

ホームページ



○申込書記載例

(記載例と注意事項をよく読んでから記入してください。)

提出先: 栃木県人事委員会事務局

令和8(2026)年度 障害者を対象とする栃木県職員等採用選考考査 申込書

受験職種			氏名 (フリガナ)	
行政	警察行政	小中学校事務	トチギ タロウ	
1	2	×	栃木 太郎	
2つまで申し込むことができます。 第1希望には「1」、第2希望には「2」、希望しない職種には「×」を記入してください。第2希望がない場合は、「×」が2か所に入ります。 申込受付後の受験職種の変更、希望順位の変更はできません。			生年月日 (年齢は令和8(2026)年4月1日現在)	
			平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 (〇〇 歳)	
現住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇アパート〇〇号室 (下宿等の場合は同居先、アパート名、部屋番号等を必ず記入してください。)			携帯電話	
			090 (1234) 5678	
通知等送付先 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 △△県△△町△△1 2 3 - 4 5 (現住所と同じ場合は『同上』と記入してください。)			電話	
			012 (345) 6789	
学歴 (学歴を新しい順に記入してください。最終学歴が中学校卒業の場合以外は、中学校以前を記入する必要はありません。) (例)「(最終学校)〇〇大学、(その前の学校)〇〇高校」、「(最終学校)〇〇高校、(その前の学校) (記入なし)」				
学 校 名	学 部 学 科 名	期 間	年 限 等	
(最終学校) 〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	H (R) 5年4月から H (R) 9年3月まで	4 年課程 卒見 卒業・中退 4 年在学中	
(その前の学校) 〇〇県立〇〇高校	〇〇科	H (R) 2年4月から H (R) 5年3月まで	3 年課程 卒業・中退・その他	
(その前の学校)		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで	年課程 卒業・中退・その他	
(✓を記入してください。) <input type="checkbox"/> 受験案内の各項目を確認し、内容を理解しました。				

※受付年月日	※受験番号
	※申込番号

希望する職種の欄に希望順位(1又は2)を、希望しない職種の欄には×を記入してください。

本人と連絡のつきやすい番号を必ず記入してください。

卒業する前に転入又は編入により学校を移った場合は、「その他」に○を付けてください。

本項目は必須確認事項です。必ずご一読のうえ、✓を付けてください。

○「障害者手帳等に関する申出書」も忘れずに記入して、提出してください。